

死刑を考える日

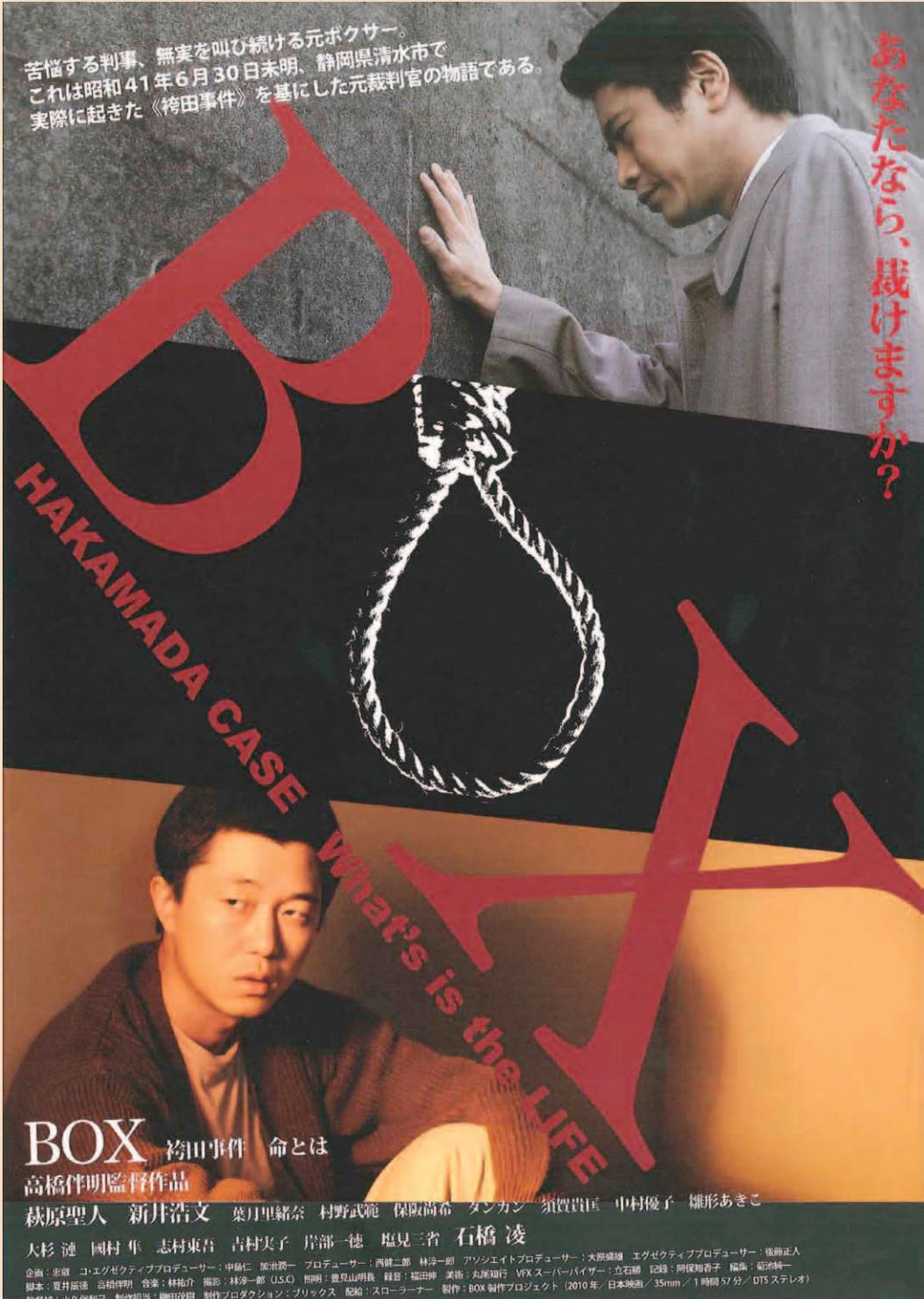
～袴田再審事件を通して～

入場無料

当日は参加申込書がなくても入場できます。

当日、袴田巖さんの実姉である袴田秀子さんが会場に来られます。

※体調の具合によりますが、
袴田巖さんも来られる
予定です



BOX 裴田事件 命とは

高橋伸明監督作品

萩原聖人 新井浩文 萩月里緒奈 村野武範 保阪尚希 タンガード須賀匡一 中村優子 離形あきこ

大杉漣 國村隼 志村東吾 吉村実子 岸部一徳 堀見三省 石橋凌

企画：志麻 コエグゼクティブプロデューサー：中島仁 加治潤一 プロデューサー：西嶽二郎 林淳一郎 アシエイトプロデューサー：大原誠雄 エグゼクティブプロデューサー：後藤正人

脚本：喜井辰彦 高橋伸明 音楽：林房一郎 (J.S.C) 摄影：林房一郎 (J.S.C) 振替：豊見山明長 録音：福田伸 美術：丸尾知行 VFX-スーパーバイザー：立石裕 記録：阿保知香子 横浜：菊池純一

監修：小久保利己 制作担当：柳田成樹 制作プロダクション：ブリックス 配給：スローラーナー 製作：BOX製作プロジェクト (2010年／日本映画／35mm／1時間57分／DTSステレオ)

©BOX製作プロジェクト2010

袴田事件とは
袴田巖氏は、30歳で逮捕された後、釈放に至る迄、実に47年以上という容易に想像できない期間にわたり身体を拘束されてきました。それも死刑の執行に怯えながらです。もし、冤罪だったとしたら。もし、死刑が執行されていたとしたら。裁判員裁判制度がはじまり、刑事裁判が身近になった現在、市民の皆様にとっても決して他人事では済まされないのではないでしょうか。人である裁判官、裁判員が、人である検察官の集めた証拠に基づいて、人を裁くという制度である以上、冤罪の危険性は常に存在します。そして、死刑制度がある以上、冤罪により死刑判決を宣告される危険性もまた、存在します。今回、袴田事件再審開始決定を受け、死刑制度の是非について改めて考えようという趣旨で、本シンポジウムを開催させていただく次第です。

日時 2014年11月29日(土)

【開会】13時00分(12時30分開場) 【閉会】17時00分

会場 ホテル一畠 1階サンシャインホール

内容

- ① 裴田事件再審弁護団報告
伊藤修一 弁護士(裴田事件再審弁護団・東京弁護士会所属)
- ② 裴田秀子氏による講演
- ③ 映画「BOX 裴田事件 命とは」上映

事件及び裁判の経過年表

1966年 6月30日	静岡県清水市(当時)で、有限会社王がね味噌橋本簾作商店(当時)の専務宅が放火され、専務、妻、二女、長男の焼死体が見つかる。
7月 4日	静岡県警が、味噌製造工場及び工場内従業員寮を捜索し、従業員で元プロボクサーの袴田巖氏の部屋から極微量の血痕が付着したパジャマを押収。
8月18日	静岡県警が、袴田巖氏を強盗殺人、放火などの被疑事実で逮捕。
9月 6日	取調べに対し、犯行を頑なに否認していた袴田巖氏が自白に転じる。
9月 9日	静岡地検が袴田巖氏を強盗殺人、放火、窃盗で起訴。
11月15日	第1回公判で、袴田巖氏は、起訴事実を否認。以後、一貫して無罪を主張。
1967年 8月31日	味噌製造工場の味噌タンク内から血染めの「5点の衣類」が発見。
1968年 9月11日	静岡地裁が死刑判決。
1976年 5月18日	東京高裁が控訴を棄却。
1980年11月19日	最高裁が上告を棄却。
1980年12月12日	死刑確定。
1994年 8月 9日	静岡地裁が再審請求棄却。
2004年 8月27日	東京高裁が即時抗告棄却。
2008年 3月24日	最高裁が特別抗告を棄却。
2008年 4月25日	弁護側が第二次再審請求。
2010年 9月	静岡地検が「5点の衣類」発見時の写真など46点を開示。
2011年 8月	静岡地裁が「5点の衣類」のDNA鑑定実施を決定。
12月	静岡地裁が、静岡地検に対し、弁護側が求める全証拠の開示を勧告。
2012年 4月	「5点の衣類」のうち白色半袖シャツの右肩の血痕と袴田巖氏のDNA型を調べた再鑑定の結果、「一致しない」。
2013年 7月	静岡地検が弁護側の求めた証拠130点を任意開示。
2014年 3月27日	静岡地裁が再審開始決定。死刑及び拘置の執行停止決定。
同日	袴田巖氏釈放。
3月31日	静岡地検が即時抗告。

お問合せ先

TEL 0852-21-3225(代) (島根県弁護士会)



島根県弁護士会シンポジウム 死刑を考える日～袴田再審事件を通して～

【入場無料】 当日は参加申込書がなくても入場できます。

【日 時】 2014年11月29日(土)(13時00分～17時00分)

【会 場】 ホテル一畠 1階サンシャインホール
〒690-0852 島根県松江市千鳥町30

【交通手段】

●公共交通機関利用

JR山陰本線松江駅からタクシー(約10分)

出雲空港から連絡バスで松江行約40分、松江しんじ湖温泉駅下車、徒歩約1分

●車利用

山陰自動車道松江西ICより国道9号線約8km約10分

参加申込書

ふりがな		
氏名		
TEL	()	-
FAX	()	-

※記載していただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。

島根県弁護士会 宛

FAX 0852-21-3398